

文武四十二代者、是淡海公所製事已幽合也。其後儀式依平日之德行謚號或以後院御所證成追號有山陵之由緒、有庵號之遺詔、彼是非一者乎。

〔古事記傳十八〕凡て御代御代の漢様の謚のこと、書紀私記に師說、神武等謚名者、淡海御船奉勅撰也とあり、まことに然るべし。持統より以來御代御代の天皇崩の時、みな古禮の謚を奉るに、號を奉しこそあり、是は當代の御事に見えず、然るに天平寶字二年八月に寶字稱德孝謚皇帝と云、號を奉しこそあり、是は當代の御事に見えず、然るに天平寶字二年八月に寶字稱德孝謚皇帝と云。此時も古の歷代天皇に勝寶感神聖武皇帝と云尊號を奉らる是ぞ謚號の漢様の始に有ける。さる故ぞ、此天宗高祖天皇も漢様のは別に光仁と申て、本紀の首にも細字にて光仁天皇と注せり。續紀の例、凡て古體の謚を漢様て其別に漢様のを注せれば、是も其例なる。細字にて光仁天皇と、又は此後仁明天皇までは、御代々皆古禮の謚あれば、光仁天皇にのみ無るべし。嵯峨天皇に非ず、孝謙天皇が傳らざるか、又元より無りしか物の在に見えず。此二御代の餘は、仁明まで皆有なり。如此まで桓武天皇の御代に至て、かの御船眞人の在に見えず。延暦四年七月までの間に、神武より光仁まで桓武漢様の謚は撰定めしめ賜ひけむ。其謚は、延暦十六年に成れる續紀に、古の天皇たちのも往々見えたる處を考るに、皆撰者の文のみにして、昔の文を載たるには、皆某宮御宇天皇、或は某宮朝なごみありて、漢謚は見えたることなし、これらを以て撰ばれたる時を定むべし。然るに甘露寺親長卿記などに、文武天皇の御世に、淡海御船藤原不比等に聞なれ定めしめ賜へる由あるは、委曲も考へざる浮たる説なり。そは淡海御船ふ人は世に勅して定めしめ賜へる由あるは、公に思ひまがへて、桓武の御世を公に思ひまがへて、桓武の御世をも文武と誤れるものなり。

〔比古婆衣五〕古事記傳漢様御謚附考

延暦より前に既に漢さまの御謚を奉られし事は、淡海御船眞人の天平勝寶三年十一月に撰める由序せる懷風藻に、文武天皇と題て御詩を載たり、序文に作者六十四人、具題姓名並顯爵里冠篇首と記したれば、此御謚は素より然題記したりしなり、さて其天平勝寶三年は、孝謙天皇の御世にて、御船眞人は廿五の齢にて、いまだ姓を賜はらざりし時に當れり、故按に文武天皇は、天縱寛仁、體不形色、博涉經史と續日本紀に載られ、○中さるにあはせて次の御代元明天